京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(平成30年11月9日京都市条例第27号)(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課及びまち美化推進課)

旅館業法の一部改正に伴い、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の規定を整備することとしました。

この条例は平成30年11月9日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 27号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。 第14条第1項中「ホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部改正) 第2条 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部 を次のように改正する。

第2条第6号カ中「ホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課及びまち美化推進課)